

西条市の救急医療制度が変わりました



西条市医師会副会長
救急医療担当理事
常光謙輔

所に行かず直接病院を受診するケースが増え、しかも不要不急の患者さんが病院へ押しかけるといったことが多くなつてまいりました。それに加えて、最近の病院の勤務医不足が重なって病院の勤務医の疲弊が進み、勤務医が病院から立ち去る現象が起きております。

西条市医師会では昭和48年から平日夜間や休日の一次救急医療については主に診療所による在宅輪番制で運営し、二次救急医療については診療所から病院に紹介するという方式で対応してまいりました。ところが平成7年からは、診療所の先生方の高齢化の問題もあって、平日夜間は午後6時から午後10時まで、休日は朝9時から夕方6時まで診療所が一次救急を担当し、それ以後の時間帯は一次も二次も病院が担当する方式に変更になり、今日に至っております。

しかし、最近是一次の患者さんが一次の時間帯でも診療

そこで西条市医師会としては病院の勤務医の負担を少なくするために、この6月から暫定的に次のような方式に改めていますので、ご不便をおかけすることもと思えますがなにとぞご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

◆平日夜間（午後6時～午後10時）、休日昼間（午前9時～午後6時）の一次救急
内科系は全西条市内で2医療機関が担当します。外科系は全西条市内で1医療機関が担当します（当直できる外科系医師が少ないため）。
従いまして、外科系は旧西条市内の市民が周桑地区の医

療機関へ行かなければならぬことや、逆に周桑地区の市民が旧西条市内の医療機関へ行かなければならぬことが起こり得ます。

◆平日夜間と休日昼間以外の時間帯の一次救急と二次救急
内科系、外科系とも二次救急医療機関（西条中央病院、済生会西条病院、村上記念病院、西条市立周桑病院、横山病院）が輪番で内科系、外科系に分けて担当します。
一次救急の時間帯に二次救急医療機関に來られても、救命搬送や紹介のあった患者さん以外は受け付けず、一次救急医療機関へ行っていただくようになります。

市民の皆様には大変ご不便をおかけ致しますが、不要不急の時間外受診はできるだけ避けていただきますように、そして西条市の病院の医療崩壊を食い止めるためにぜひご協力いただきますようお願い申し上げます。

救急医療って何？

救急医療とは、急病、けがなど、急に身体の疾患または損傷を受けた人に対して治療を行うことをいいます。

救急医療機関は、患者の疾患・損傷の程度によって、次の3つに分かれています。

一次（初期）救急医療

休日や夜間の急病人のために在宅当番医制があります。

当番医の日程は西条市医師会のご協力のもと、広報紙や消防署のテレホンサービス（TEL0897-58-2200）などでお知らせしています。

急を要しない場合は救急車を呼ばず、自家用車やタクシーを利用しましょう。

二次救急医療

一次救急医療機関で手に負えない場合や、入院治療が必要な場合は、二次救急医療機関へ転送・搬送されます。

市内では、済生会西条病院、西条中央病院、村上記念病院、市立周桑病院、横山病院の5病院が、輪番で受け持っています。

三次救急医療

一次・二次救急医療機関からの転送患者を受け入れる施設で、高度な検査や手術を要する重篤な救急患者を扱う施設です。

県立新居浜病院にある東予救命救急センターや愛媛大学医学部附属病院が該当します。